

令和7年度乙種防火管理講習開催のお知らせ

講習日	受付開始 ～ 受付締切	定員
令和7年9月5日（金）	令和7年8月1日～令和7年8月22日	20名程度

受講資格

管内（志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町）にお住まいの方又は、管内の事業所にお勤めの方。

乙種防火管理者の資格について

○ 乙種防火管理資格者が防火管理者として業務できる主な施設。

- ① 集会場・飲食店・旅館・病院など、不特定多数の人が出入りする施設で、収容人員が30人以上でかつ、延べ面積が300m²未満の施設。
- ② 共同住宅・工場・作業所・倉庫などで、収容人員が50人以上でかつ、延べ面積が500m²未満の施設。

○ 乙種防火管理資格に更新制度はありません。

講習会場・日程

糟屋郡粕屋町大字上大隈 55 番地の 1

粕屋南部消防組合中部消防署 4 階大会議室（※今年度は中部消防署で実施）

令和7年9月5日（金）

受付：8 時 30 分～ 講習時間：9 時～15 時 40 分まで

受講料

受講料は無料ですが、指定するテキストの購入が必要です。

指定テキスト：東京法令出版「図説 防火管理」（税込 1,760 円）

※受講日、お釣りのないようにご用意ください。（現金のみ。）



申込先

粕屋南部消防組合南部消防署 署予防課 志免町大字田富 170 番地 4 階

申込方法

以下のものを提出してください。

- ① 講習申込用紙（南部消防署・中部消防署にあります。ホームページからのダウンロードもできます。）
- ② 写真1枚（縦3cm、横2.5cm。6ヶ月以内に撮影された正面、無帽、無背景の上半身像、裏面に氏名記載。）
- ③ 本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等の提示）

【お問い合わせ先】

南部消防署 署予防課

TEL 092-935-5116（直通）